

ジュース用トマト新規導入モデル園設置要領

長野県園芸作物生産振興協議会

制定 平成28年4月11日 28長園協野第8号

1 趣旨

長野県のジュース用トマトは、冷涼な気候に恵まれ、生産量全国2位の産地であるが、平均作付面積17aと小規模経営が多く、高齢化等により栽培面積、生産量が減少している。

そこで、規模拡大が可能な土地利用型農業法人・集落営農組織にジュース用トマト栽培新規導入モデル園（以下、「モデル園」という。）を設置することにより、複合経営品目としてのジュース用トマトの普及・導入を促進し、栽培面積及び生産量の拡大を図る。

2 モデル園の設置要件等

- (1) 設置期間は、設置から3年間とする。
- (2) 設置数は、全県で10か所程度とする。
- (3) モデル園1か所あたりの設置面積は、おおむね10a以上とする。

4 モデル園の選定

- (1) モデル園の設置を希望する団体等（以下、「設置団体」という。）は、様式第1号に別紙様式「ジュース用トマト栽培計画書」（以下、「実施計画書」という。）を作成の上、添付し、地区園芸作物生産振興協議会（以下「地区園振協」という。）を経由し、長野県園芸作物生産振興協議会会長（以下、「会長」という。）あて、申請するものとする。
- (2) 会長は、申請内容について、以下のア、イの事項を踏まえて設置の可否を審査するとともに、その結果を申請者あて速やかに通知するものとする。
 - ア 設置団体の将来的な規模拡大の程度
 - イ ジュース用トマトの地域への波及性
- (3) 設置の可否判断については、何人も選定方法、結果に対して、異議を申し立てることができないものとする。

5 モデル園設置に係る経費

- (1) モデル園の設置に係る経費については、10aあたり100,000円を設置初年度に限り、長野県園芸作物生産振興協議会野菜生産振興部会（以下、「園振協野菜部会」という。）がこれを負担するものとする。
- (2) 設置団体は、モデル園設置に係る経費を、モデル園設置後に、園振協野菜部会に対し、様式第2号により請求するものとする。

6 モデル園の栽培管理等

- (1) 設置団体は、設置期間中は毎年度、栽培計画書を地区園振協を経由し、会長あて提出するものとする。
- (2) 設置団体は、モデル園を栽培計画書に基づき、農業協同組合、農業改良普及センター等関係機関による指導のもと、適切に栽培管理するものとする。
- (3) 設置団体は、農業協同組合及び農業改良普及センターが行う、栽培管理状況、収量、労力などの調査に積極的に協力するものとする。

7 実績報告

設置団体は、設置期間中毎年度11月末日までに、別紙様式により「ジュース用トマト栽培実績報告書」を作成し、地区園振協を経由し、会長あて報告するものとする。